昭和57年7月5日 611号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

王朝絵巻
ふるさと千代田に
よみがえる

6月12日
山王まつり

第二回 区議会定例会終る

区営住宅の収入基準の引上げなどを議決

第二回区議会定例会が、六月十六日から二十五日まで開かれ、区から提出した七議案が、いずれも原案どおり議決されたほか、区から三件の報告がありました。

議決された主な区提出議案

▼東京都千代田区区民会館条例の一部を改正する条例

▼東京都千代田区立児童館条例の一部を改正する条例

▼東京都千代田区立住宅条例の一部を改正する条例

▼東京都千代田区営住宅条例の一部を改正する条例

▼東京都千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

▼公有財産の譲与について

さらに、議員提出議案として二件の意見書が提案され、うち一件が原案どおり議決されました。

議決された議員提出議案

▼第二次臨時行政調査会の部会報告に関する意見書

新しい収入基準 "一番町住宅"から適用

区営一番町住宅の設置と公営住宅法施行令の一部改正に伴って、区営住宅の収入基準が引上げられました。（左の表）

なお、区営一番町住宅の入居者の募集などは、八月の「区のおしらせ」でお知らせする予定です。

新しい区営住宅の収入基準

家族	所得金額(円)
2人	1,334,001～1,982,000
3人	1,624,001～2,272,000
4人	1,914,001～2,562,000
5人	2,204,001～2,852,000

●給与所得の場合は、給与所得控除後の金額。

●事業所得の場合は、必要経費を控除した金額。

いよいよ完成 一番町に区営住宅など

一番町十番地に建設をすすめている区民集会室、婦人教養実習室や、児童館、区営住宅（十三戸）が九月末に完成する予定です。

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田

第28号(7月号) 7月8日放映開始

主な内容
- きあ夏休み！ ―夏休みの生活指導
- 山王まつり
- 全校手作りあそび集会
- 区民大学講座開講

ご利用ください 経営相談 区役所と産業会館で

区では、商店や工場の経営をよりよくするため、中小企業経営に専門的知識と経験をもつ相談員が、無料で相談に応じています。

直接相談窓口に来られない方は、相談専用電話をご利用ください。

相談者の秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

相談内容 経営、金融、経理、労務管理、受注、取引、あっせんほか

相談員 中小企業診断士など

相談場所・相談日

・区民部商工課（区役所三階、☎264－〇一五一内線622 専用直通電話 ☎262－五二一四）

毎週月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時まで

・産業会館四階（神田錦町三－二十一 ☎233－一四六一）

毎週月曜日から土曜日までの午前十時から午後四時まで

問合せ 商工課商工係

「教育・文化に関する都市宣言」アンケート ご協力ありがとうございました

区では、現在「教育・文化に関する都市宣言」を行うための準備をすすめていますが、その一つとして、さきごろ、宣言の立案にあたってのアンケートを実施しました。

このアンケートは、四月二十日号の「区のおしらせ」に折込んで回答をお願いしたもので、多くの方々からさまざまなご意見、ご提案などをいただき、本当にありがとうございました。

アンケートハガキの回収数は、百十六通でした。

なお、このアンケートの調査結果については、現在集計中ですが、寄せられた貴重なご意見などは、宣言の立案や施策への参考資料として、大いに活用させていただきます。

また、今後は、学識経験者等を含めた"有識者懇談会(仮称)"を設け、この宣言についての専門的、総合的な意見を求めながら、宣言へ向けて作業をすすめる予定です。

そして、この宣言を通じて、長い歴史と伝統をもった千代田区の教育・文化的環境を守り、発展させ、私たちのまち"千代田区"がよりいっそう魅力あるふるさとになるようにしていきます。

＊

「教育・文化に関する都市宣言」についてのご意見・提案、問合せなどは、**企画部企画課**へどうぞ。

急募 内職相談から"求人情報"

和文タイプのできる方を、数人さがしています。ただし、機械をお持ちの方に限ります。

至急、左記へご連絡ください。

連絡・問合先 商工課内職相談へ

あて名書きは 高齢者事業団に

■あて名、賞状、挨拶文（筆、ペンとも）を書いてほしい方へ

忙しい中で、数多くのあて名を書くのは大変です。事業団ではご注文に応じて、それぞれの内容にふさわしい字を書く会員がいます。"盛夏のご挨拶"なども含めてご注文をお待しています。

■注文、問合せは

（社）シルバー人材センター千代田区高齢者事業団（区立老人福祉センター七階）

☎234－〇〇二八、二九

☎ 区長にひとこと 電話でどうぞ

「ハイ！ 区長です」

☎264－0151

毎月1日と15日 午前10時～11時30分

区政に対する意見・要望・提案などがありましたらお気軽にどうぞ。

箱根 湯河原 千代田荘の申込み 新しい利用方法が加わります

9月利用から

その1……チャンスは3度!?

土曜日を地区別に割当て抽選します

箱根・湯河原千代田荘の利用方法の一部が変り、『土曜日の地区割当て』を九月の利用分から始めます。

これは、土曜日の一定割合の室数を、毎月、区で指定した地区のみなさんに割当てて、抽選するものです。

以前に比べ、土曜日の利用が、ご希望どうりにいくのではないでしょうか。

さらに、この『土曜日の地区割当て』の申込みといっしょに、いままでの方法による申込み（箱根湯河原の両方に申込み可能）もできるので、あわせて〝チャンスは三度〟ということになります。

いままで、土曜日を希望していて抽選に当らない方も、これらの方法を大いに活用して、箱根・湯河原千代田荘への楽しい旅行を味わってみてはいかがですか。

▼利用できるひとは…

利用できるひとは、千代田区内に住んでいるひとに限ります。

▼地区の割当ては…

地区とは、出張所の所管区域で、毎月二地区を単位に割当てます。地区の組合せと月別の割当ては、左の表のとおりです。

申込みは、箱根、湯河原のどちらか一方の千代田荘です。

●月別の割当て地区と組合せ

月　別	割当て地区
57／9月	番　町・神田公園地区
10月	富士見・万世橋地区
11月	神保町・和泉橋地区
12月	番　町・神田公園地区
58／1月	富士見・万世橋地区
2月	神保町・和泉橋地区

＊この地区は、出張所の区域です。

▼利用のできない土曜日は…

三月、七月、八月のほか区の行事で使用する土曜日は、利用できません。

▼申込方法は…

区役所の区民課、または、出張所に用意してある「地区割当て専用の申込みハガキ」（いままでの申込みハガキとは違います）に必要事項を記入して、利用希望日の前月の一日から八日までに区民課に届くように郵便ポスト、または、出張所に備付けの専用箱へ投かんしてください。

なお、申込みは、一世帯（一グループ）八名二室までです。

▼利用予約は抽選で…

八日までに到着したハガキを、毎月十日に抽選し、当せん順位にしたがって区が利用日を決め、結果をハガキでお知らせします。

▼利用料金の払込みは…

利用日の十日前までに払込んでください。

▼利用の取消しは…

利用日の二日前までに手続きをしてください。

その2……『もう1泊したい…』という方のために

3泊4日のご旅行を！

千代田荘を利用している方から、『もう一日…　多く泊りたい』という要望が、以前からかなりありました。

そこで、区では、それらの要望に応えて、九月利用分から、空室がある場合に限って、三泊四日（現在は二泊三日）までの利用を、前月の二十五日から受付けることにします。

ただし、春休みや夏休みの期間は、より多くのみなさんに利用していただくため、いままでどおり二泊三日までです。

▼申込方法は…

利用する日の前月二十五日から利用日の二日前まで、電話または直接区民課の窓口で受付けます。

なお、現地では宿泊日数の延長は受付けませんので事前に申込みを。

7・8月のご利用は2室8名まで

夏休みに入ると、千代田荘を利用されるご家族が非常に多くなります。

そこで、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、つぎの期間は箱根・湯河原千代田荘とも、一世帯二室八名（二泊）までに制限します。

申込みの際、ご注意ください。

二室までに制限する期間は、**七月二十日(火)から八月三十一日(火)まで**です。

千代田荘 8月の利用できない日

箱根・湯河原千代田荘の八月の利用できない日は、つぎのとおりです。

箱根千代田荘＝十一日(水)、二十五日(水)、二十六日(木)、二十七日(金)

湯河原千代田荘＝十一日(水)、十二日(木)、十三日(金)、二十五日(水)

箱根・湯河原千代田荘
利用方法や空室についての問合せなどは、
区民課区民係へ

日帰りの海水浴に 国保連合会海の家 無料です

国民健康保険に加入しているひとに、日帰りで海水浴を楽しんでもらおうと、無料で利用できる「海の家」を開設します。

とき　七月十日(土)から八月二十五日(水)まで、いずれも午前九時から午後五時まで

ところ
・片瀬江の島東浜海岸（紀伊国屋）
・鎌倉材木座海岸（高橋サマーハウス）

利用方法　国民健康保険課と各出張所の窓口にある「海の家無料利用券」を、利用する海の家の管理人に渡してください。

なお、宿泊はできません。

問合せ　国民健康保険課保険管理係

国保「海の家」まだ空室があります

申込受付中

七月十七日(土)から八月二十四日(火)まで、内房の富浦に開設する「国保海の家」に、まだ空室があります。

利用を希望するひとは、お早めに申込んでください。

利用できるひと　千代田区の国民健康保険に加入しているひと

申込み・問合せ　保険証と印鑑を持参のうえ、国民健康保険課保険管理係へ。

さあ 夏休み!! こどもたちを 非行から 守りましょう

夏休みは、こどもたちの生活のリズムが乱れがちになり、気持ちもゆるみやすく、親の目も届きにくくなります。

楽しい夏休みが、一転して"非行の季節"にならないように、親はもちろん、地域のひとたちも協力して、十分気をつけたいものです。

防ごう非行　助けよう立ち直り

社会を明るくする運動

7月1日～31日

最近における、少年非行の発生状況をみてみると、戦後第三の、しかも最大のピークを迎えていると言われています。

例えば、法務省が調べたところによると、昨年一年間に殺人、暴行・詐欺・窃盗などの罪を犯した主要刑法犯少年は、二十四万二千七百二十九人を数え、これまでの最高だった昭和三十九年の十九万五千二百六十九人をはるかに上回っています。

これは、一日あたり六百六十五人もの少年が主要刑法犯で検挙されていることになります。

また、最近の少年非行の特徴として、低年齢層の少年による非行の増加や、非行がごく普通の家庭の少年にまで広がってきていることも見過せません。

七月は「社会を明るくする運動」月間です。

これら次代を担う少年たちを非行から守り、更生の手助けをすることは、家庭・学校・職場はもとより、地域に住む一人ひとりが協力し、取組まなければならない大切な問題です。

こうしたことから、ことしの運動の重点目標は、「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」に置かれました。

みんなで力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくりましょう。

地域でも理解と協力を

青少年の非行を防止するためには、健全な家庭環境をつくると同時に、健全な社会環境をつくることが必要です。

それには、区民のみなさん一人ひとりの理解と協力がなければなりません。

区では、加藤区長を実施委員長とし、保護司会、民生・児童委員協議会、各連合町会、各種関係団体などを中心として実施委員会を組織しました。

そして、この委員会では運動方針を決めるとともに、みなさんの理解と協力を得るために、いろいろな催物を行います。

ミニ集会　青少年の非行防止、更生保護についてスライド映写と座談会

・七月七日(水)、午後三時から　神田公園区民会館

・七月八日(木)、午後二時から　番町区民会館

・七月十二日(月)、午後六時三十分から　富士見区民会館

・七月十三日(火)、午後六時三十分から　神保町区民会館

・七月十五日(木)、午後三時から　練成中学校

・七月十六日(金)、午後一時三十分から　和泉橋区民会館

映画と座談会　七月十九日(月)、午後一時三十分から　区役所十階会議室　映画「ツッパリ」など

講演会　七月二十一日(水)、午後二時三十分から「世界をまわって」

なお、このほか、音楽会、街頭パレードも行います。

くわしいことは、**厚生部福祉課厚生係**に問合せてください。

規則正しい生活で　楽しい夏休みを

待ちに待った夏休みももうすぐ。

夏休みは、こども達の自主性や社会性を伸ばすよい機会です。学校では、こども達が休みを有意義に過せるよう、先生がこども一人ひとりと相談して、その児童に適した課題を決めて、生活と学習の計画をたてています。

一方、夏休みは、解放感からくる気のゆるみから、生活が乱れやすく、悪い習慣や癖が身につくおそれもあります。

また、季節的にも遊びの事故、交通事故、さらには誘かいや性的被害が増加する時期です。

そこで、家庭ではもちろんのこと、地域のみなさんもこどもたちの言動に十分気を配っていただくようお願いします。

特に、家庭では、規則正しく、充実した夏休みを過すため、つぎのようなことを心がけましょう。

そして、二学期の始まる九月には、みんなが日に焼けた顔で、元気いっぱいに登校できるようにしましょう。

健康と安全に気をつけ　楽しい生活を

・進んで運動に取組み、心と体をきたえよう

・ルールを守り、けがや交通事故に気をつけよう

・知らないひとのさそいや、性的ないたずらに気をつけよう

・出かけるときは、家のひとに、行き先、帰宅時間を伝えてから外出しよう

・こどもだけの遠出や、夜の外出はやめよう

・キャンプ、海水浴、登山、旅行先で事故にあわないよう気をつけよう

計画的な生活と学習

・毎日の生活予定表を作り、必ず実行しよう

・夏休みでなければできない自由研究や、自然の観察・採集、旅行・生活の記録などをしよう

家庭や社会の一員として　自覚と責任を

・家の仕事を分担し、協力し合って家族のふれ合いを深めよう

・ラジオ体操、町内こども会など、学校や地域の行事に進んで参加し、仲良く協力して活動しよう

地域ぐるみで非行防止を

・いつも清潔できちんとした服装をし、正しい言葉づかいをしよう

・お金のむだづかいはやめよう

・盛り場やゲームセンターなどへの出入りはやめよう

・花火、薬品、薬物の取扱いに気をつけよう

お子さんについての心配ごとは…"教育相談"☎256－8140へどうぞ

夏休み

体育館を無料開放

区内の小・中学生に

不規則になりがちな夏休みを楽しく有意義に過してもらおうと、総合体育館では、夏休み期間中、区内に住む小・中学生のために体育館を無料開放します。

水泳、卓球、バドミントン、バレーボールができますので、ご利用ください。

利用できる時間帯はつぎのとおりです。

期　間　七月二十一日(水)から八月三十一日(火)まで

対　象　区民利用カード持参の小・中学生

種目と日時

・**水　泳**　火曜日～金曜日　午前九時～十一時、正午～午後二時、午後三時～五時（小学生は、保護者の付添いが必要です）

・**卓　球**　火曜日・木曜日　午後一時～五時

・**バドミントン**　火曜日　午後一時～五時

・**バレーボール**　木曜日　午後一時～五時

なお、区民利用カードのないひとは、いつでも受付けていますので住所を確認できるもの（健康保険証など）を持って総合体育館の窓口で手続きをしてください。区民利用カードを発行します。

問合せ　総合体育館（内神田二―一―八　☎256―八四四四）

●チビッコたちのプールは深さ30センチ！

こどもの池

7月21日オープン

岩本町二丁目にも新設

チビッコたちが楽しく水遊びができる「こどもの池」が、ことしも七月二十一日(水)から、毎日午前十時から開設します。

この「こどもの池」は、小学校に入る前のチビッコを対象としたもので、深さはどの池も三十センチですので、安心して遊べます。

また、それぞれの池には、トイレとシャワーの設備があります。

ことしは、いままでの五か所に加え、新たに岩本町二丁目児童遊園内にも開設します。どうぞご利用ください。

「こどもの池」がある公園　東郷元帥記念公園、千鳥ヶ淵公園（半蔵門際）、神田児童公園、芳林公園、和泉公園、岩本町二丁目児童遊園

期　間　七月二十一日(水)から八月三十一日(火)まで

時　間　午前十時から正午までと午後一時から四時まで（毎週月曜日の午後二時からは清掃・点検のため利用できません）

対　象　小学校に入学する前のこども（大人の付添いが必要です）

利用するときの注意

こどもの池を利用するときには、つぎのことに注意してください。

・池に入る前にきちんと用便をすませ、シャワーで体をよく洗いましょう

・準備体操を忘れずにしましょう

・体の調子がおかしいときは、水遊びはやめよう

・係の人の指示には必ず従いましょう

問合せ　公園河川課工務係

とのかおりがします

さるふ

千代田の風物詩 灯ろう流し

民踊のつどいも開催

都心の夏の風物詩としておなじみの「納涼灯ろう流し」が七月十三日(火)に、そして「納涼民踊のつどい」が十三日から四日間行われます。

みなさんお誘い合せのうえ、ゆかた掛けでおいでください。

《納涼灯ろう流し》

お濠を渡る涼風と水面に漂う灯ろうの淡い明りは、時のたつのを忘れさせてくれます。

先着五百名のこどもさんに花火を、大人の方にはうちわを差上げます。

と　き　七月十三日(火)　午後六時三十分から（雨天の場合は十四日(水)に延期します）

ところ　千鳥ヶ淵ボート場

《納涼民踊のつどい》

みなさんにおなじみの曲目ばかりです。ふるって踊りの輪に加わってください。

と　き　七月十三日(火)から十六日(分)までの四日間（雨天中止）午後六時三十分から

ところ　靖国神社境内（大村益次郎銅像周囲）

戦没者追悼式

戦没者の霊を慰めるため、区内の遺族の方々が参列して、しめやかに行われます。

と　き　七月十三日(火)　午後六時三十分から（雨天は十四日）

ところ　千鳥ヶ淵戦没者墓苑

おしらせ

保健所だより

■乳幼児健康相談
とき 7月22日(木)、8月26日(木)、午後1時30分～3時
ところ 麹町保健所
内　容 乳幼児の診察、身体測定、保健指導、栄養指導
申込み 希望するひとは、当日直接麹町保健所へ。

■栄養相談
とき 7月23日(金)、8月27日(金)、午前10時～午後4時
ところ 麹町保健所分室（富士見2－2－14）
対　象 食事療法を必要とするひとやその家族5名
申込み 麹町保健所☎212－7814

■子宮がん検診
とき 7月15日(木)午前9時～10時
ところ 東京都がん検診センター
対　象 区内に住む30歳以上の女性25名（先着順）　なお、生理中の受診はできません。
申込み 神田保健所☎291－3641

■乳がん検診
とき 7月21日(水)午後1時30分～2時30分
ところ 神田保健所
対　象 区内に住む30歳以上の女性　なお、生理の始まる1週間前から、生理が終るまでの期間は受診できません。
定　員 30名（先着順）
受診料 無料
申込み 神田保健所☎291－3641

■栄養相談
とき 7月23日(金)午後1時～3時30分
ところ 神田保健所
対　象 食事療法を必要とする区内在住・在勤者で5名（先着順）
申込み 神田保健所☎291－3641

■味噌汁の塩分測定
毎月第4金曜日に実施します。
とき 7月23日(金)午後1時～3時30分
ところ 神田保健所
対　象 区内在住・在勤者
持参するもの 当日、味噌汁50c.c.位（牛乳びんの4分の1）を持参
申込み 神田保健所☎291－3641

児童館だより

四番町児童館 ☎234－3084
おばけ屋敷 7月23日(金)24日(土)午後1時30分から
富士見児童館 ☎262－1040
ことしもデイ・キャンプがありますヨォー 7月22日(木)くわしいことは、児童館へ。
西神田児童館 ☎294－0631
映画会 7月10日(土)午後2時30分「ぼくらひみつたんていだん」
料理会 7月17日(土)小学校3年生以上15名まで。くわしいことは児童館へ。
神田児童館 ☎253－6021
映画会 7月21日(水)午後2時から「こむぎいろの天使」

老人福祉センター

☎265－3981

富士見地区センターのつどい
より多くの方にセンターを利用していただくため、センターの活動を紹介し、演芸を楽しんでもらう「センターのつどい」を各地区ごとに開催しています。
今月は富士見出張所地区の方が対象ですので、特にセンターを利用したことのない60歳以上の区民の方、ぜひご参加ください。
とき 7月21日(水)午前11時から
ところ 富士見福祉会館
なお、長寿会に入っていない方は、7月17日(土)までにセンターへ直接または電話で申込みを。

話し方教室とペーパーフラワー教室
話し方教室（6回）
ひと前で話すことがどうも苦手で、と思っている方、ご参加ください。
とき＝7月30日から9月10日までの毎週金曜日、午後2時～4時
定員＝30名（先着順）
ペーパーフラワー教室（10回）
あなたも手作りの楽しみを……。クレープ紙で花や小物を作ります。
とき＝7月28日から10月6日までの毎週水曜日、午前10時～正午
定員＝20名（先着順）
費用＝材料費1回300円位
▼2つの教室の申込みは
いずれも7月15日(木)から直接センター窓口へ申込みを。なお、センターを初めて利用される方のみ、電話でも受付けます。

映画会と利用案内
とき 7月24日(土)午後1時30分から
上映作品 長編記録映画「沈黙の世界」（インド洋、地中海などの海中海底のさまざまな光景）
利用案内 スライドによる活動紹介、館内見学など、センターについてくわしく説明、案内します。（入浴もできます）

■第17回ことぶき学級
みんなが住みよい社会をつくるために、一人ひとりのやさしさとちょっとした手助けが、大きな役割を果します。互いに助け合う社会とは――いっしょに考えてみませんか。60歳未満の方もご参加を。
テーマ 助け合い社会とボランティア活動
とき・内容 7月30日(金)「ボランティアってなあに」　8月6日(金)「助け合い社会をめざして」　20日(金)「私のボランティア活動」　27日(金)「あなたは何ができますか」
いずれも午前10時～正午
申込み 7月15日(木)からセンター窓口で受付けます。（一日だけの受講もできます）　なお、センターを利用したことのない方は、電話でも受付けます。

区立総合体育館 ☎298－8444
第3日曜日は区民無料開放日
7月は18日です
ご家族おそろいで、卓球や水泳などをお楽しみください。

青果物消費者サービスデー
7月15日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
7月9日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
7月14日(水)・28日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

国民年金

■国民年金保険料の第2期分の納付書を送りました
保険料の昭和57年7、8、9月分（第2期分）の納付書を送りました。納め忘れがあると将来、年金が受けられなくなる心配もありますので、お早めに銀行、信用金庫・組合、郵便局などで納めてください。
なお、国民年金の保険料は、2年前の分から納められますので、納め忘れのある方は、国民年金課へ。

■こんなときに障害年金を…
国民年金の保険料を納めているひとで、病気やけがで障害となったひとが対象となります。
障害の程度により、1級、2級に分かれ、1級とは他人の助けを受けなければ、日常生活の用をすることができない状態をいい、2級とは他人の助けを必要としないが、日常生活に著しい制限を受ける状態をいいます。
そして、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診断を受けた日（初診日）において国民年金保険料の納付要件を満たしていることが条件となります。
なお、初診日や生年月日によって、障害年金または障害福祉年金に該当することがあります。
問合せ 国民年金課

ごあんない

■あなたの街で区民相談
7月16日(金)富士見区民会館で
とき 7月16日(金)、午後1時～4時（受付けは3時まで）
ところ 富士見区民会館
相談内容 法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般
問合せ 広報課区民相談係

みんなでスポーツを

■合同ラジオ体操会
合同ラジオ体操会をつぎのとおり開催します。お誘い合せのうえ、ふるってご参加ください。
とき・ところ
・7月22日(木)　錦華小学校
・7月24日(土)　今川中学校
・7月26日(月)　淡路小学校
・7月27日(火)　西神田小学校
・7月29日(木)　和泉公園
・8月2日(月)　東郷元帥記念公園
時間はいずれも午前6時10分から
問合せ 社会教育課体育係

■バスケットボール大会
とき 8月22日(日)、29日(日)、9月11日(土)、12日(日)、15日(水)（祝日）、23日(木)（祝日）のいずれも午前9時から（ただし、9月11日(土)は午後1時から）
ところ 総合体育館主競技場
参加資格 区内在住・在勤者で編成されたチーム
定　員 男子26チーム、女子10チーム（先着順）
申込み・問合せ 8月2日(月)の午前9時から、5日(木)までに社会教育課体育係に申込みを。（在住者で編成したチームを優先します）

官公庁だより

■献血に協力を
7月22日(木)、秋葉原駅西口構内で、赤十字奉仕団の協力により採血を行います。ご協力を。

■交通遺児育英会奨学生の募集
交通遺児育英会では、つぎのとおり奨学生を募集しています。
応募できるひと
保護者が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の中学校3年生で、来春、高校、高専の進学をめざすひと
奨学金 月額2万円（国公立）、2万5千円（私）
入学一時金 私立高校に入学したひとには、奨学金のほかに、入学一時金を貸りる制度があります
出願期限 7月31日(土)まで
申込方法 出願書類は学校にありますので、応募の方法は学校の先生に相談を
提出先・問合先 (財)交通遺児育英会☎581－2271

犬の登録と狂犬病の予防注射はお済みですか？

犬を飼っている方は、毎年4月1日以降、年1回の犬の登録と、春と秋の2回、狂犬病予防注射を飼犬に受けさせなければなりません。
▼犬の登録　生後3か月以上の犬は、毎年登録をして、鑑札を受けてください。（手数料2千円と印鑑を持参）
▼犬の注射　お近くの動物病院などで注射を受け、「注射済証明書」を受取り、近くの区役所、出張所などで注射済票（メタル）の交付を受けてください。（注射済票交付手数料360円）
▼「廃犬届」　犬の死亡その他で、現在犬を飼っていない場合は、「廃犬届」を出してください。
以上の手続きが済んでいない方は、7月中に前記の届を、お近くの保健所、出張所、区役所の保健衛生部（3階）で手続きをしてください。
▼問合せ　保健衛生部管理課衛生係

7月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時

11日	小川医院	☎261－1413	飯田橋1－10－7
	藤ノ木医院	☎256－6844	神田東松下町34
18日	五味医院	☎261－6580	麹町1－7
	鈴木医院	☎256－0607	鍛冶町2－8－5
25日	野田医院	☎261－4117	一番町10－16
	中谷医院	☎866－0796	東神田1－4－7

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へ。

夜間・休日の急病は
消防庁テレホンサービス
☎212－2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216－4828
休日（午前9時～午後5時）☎216－4820

7月10日(土)『夏の一日交通安全運動』を実施！

◎雨の日は、路面がすべりやすくなり、また見通しも悪くなりますので十分注意しましょう。

老人医療証が七月から新しくなりました

六十五歳以上のおとしよりが、健康保険証を使って診療をうけたとき、その費用を区が代って支払う制度があります。

国の制度では、七十歳以上のひとに「㊨老人医療受給者証」を、都の制度では、六十五歳以上のひとに「㊥医療証」をお渡ししています。なお、この制度には、所得制限があり、本年度の所得制限は別表のとおりです。

前号でお知らせしたように、七月一日から、この老人医療証が新しくなりました。

古い医療証で医療をうけていたひとは、新しい医療証を必ず病院等の窓口に提示して下さい。

また、有効期限のきれた医療証は使えませんので、お手数ですがお近くの出張所あるいは、福祉課までお返し下さい。

■医療証が交付されないひと

- ●社会保険の本人
- ●所得が制限基準額をこえているひと
- ●所得が不明なひと
- ●健康保険に加入していないか、不明なひと
- ●生活保護をうけているひと

■つぎのようなときは、ご連絡ください

- ●社会保険の本人になったとき
- ●国民健康保険に新しく加入したとき
- ●加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
- ●生活保護をうけるようになったとき

■問い合せ　福祉課医療助成係

●老人医療証所得制限基準額表（57.7.1～58.6.30）

	扶養親族数	㊥医療証（65歳以上）	㊨受給者証（70歳以上）
本人	0人	1,760,000円	1,168,000円
	1人	2,110,000円	1,518,000円
	2人	2,400,000円	1,808,000円
扶養義務者及び配偶者	0人	制限なし	5,733,000円
	1人		5,982,000円
	2人		6,195,000円

※給与所得者の場合は、給与所得控除後の額、それ以外のひとは総収入額から必要経費を差引いた額

ねたきり老人のお世話をします

緊急一時保護とは、ねたきりのおとしよりを介護しているご家族が、病気などで、世話が出来なくなったとき、そのご家族に代っておとしよりを一時的に保護しお世話するものです。

■保護をうけられるひと

- ●区内在住で六十歳以上のねたきり老人で、世話を必要とするひと
- ●常に世話をしている家族が病気や出産、冠婚葬祭などにより一時的に世話が出来なくなった場合でほかに世話のできる家族がいないひと。
- ●伝染性疾患や精神性疾患のないひと。
- ●専門医療機関での治療を必要としないひと。

■保護の期間　原則として七日以内

■申込みの方法　申請書、誓約書、主治医の紹介書を添えて、福祉課老人福祉係へ

おとしよりのお世話をする家政婦さんの費用を助成

身体が弱ったりして、日常生活に支障があるお、むね六十五歳以上のおとしよりで、身のまわりの世話をする人がいなかったり、家族が病気などで十分な世話がうけられないおとしよりを対象に、家政婦さんの費用を助成します。

なお、この助成については、生計の中心となっている人の所得によって、自己負担があります。

所得額と自己負担額（一回分）

百三十二万六千円まで……なし
百八十万二千円まで……千円
二百六十六万円まで……二千円
三百二十六万二千円まで…三千円
三百九十二万二千円まで…四千円
三百九十二万一千一円以上……五千百三十円

助成をうける方法　自己負担額と引換えに、介護券をお渡しします。

助成する日数　定期的に介護が必要な方には、週一日、一時的に必要な方には、一回につき五日

申込み・問合せ　福祉課老人福祉係

納期のおしらせ・所得税第1期分 納期限は7月31日㈯

- ●お送りした納付書で、お近くの銀行または郵便局でお早めに納めてください。
- ●振替納税を利用されている方は、税額に見合う預金残高を、お確かめください。
- ●営業不振、休廃業、災害、その他で所得が前年より少なくなると見込まれる場合は、7月15日㈭までに、減額申請をすることができます。
- ●納税には、便利な振替納税をおすすめします。くわしいことは、税務署または金融機関にご相談ください。

●問合せ
麹町税務署　☎294－4551
神田税務署　☎294－4811

町会だより

●町会長の異動

飯田町一丁目町会（5・22）
新会長　**梶山市作氏**
飯田橋1－7－8　☎261－2323
（旧会長　清水重翁氏）

飯田橋町会（5・24）
新会長　**中條清司氏**
飯田橋3－6－8　☎261－7016
（旧会長　浅生清氏）

外神田三丁目末広会（5・27）
新会長　**岡山富之氏**
外神田3－7－11　☎255－1331
（旧会長　坂崎寿一氏）

■区観光協会会長変わる

このほど、千代田区観光協会会長の改選が行われ、西郷之厚氏が会長に就任しました。

なお、加藤区長は、名誉会長に就任しました。